

富山県光熱費等高騰対策緊急支援事業費補助金（介護追加分）交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、富山県補助金等交付規則（昭和37年富山県規則第10号）に定めるもののほか、富山県光熱費等高騰対策緊急支援事業費補助金（介護追加分）（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 介護サービス事業所・施設等
入所系施設・サービス事業所、通所系サービス事業所及び訪問系サービス事業所
- (2) 入所系施設・サービス事業所
介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所、介護予防認知症対応型共同生活介護事業所、短期入所生活介護事業所（空床型を除く。）、介護予防短期入所生活介護事業所（空床型を除く。）、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅
- (3) 通所系サービス事業所
通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所、介護予防認知症対応型通所介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、介護予防小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所
- (4) 訪問系サービス事業所
訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、介護予防訪問入浴介護事業所、訪問看護事業所（みなし指定を除く。）、介護予防訪問看護事業所（みなし指定を除く。）、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所及び居宅介護支援事業所

（補助金の交付）

第3条 知事は、光熱費等の高騰の影響を受ける介護サービス事業所・施設等を支援するため、予算の範囲内において補助金を交付する。

（補助対象者）

第4条 補助対象者は、補助金の交付の対象となる介護サービス事業所・施設等を運営する団体又は法人等であって、知事が適当と認める者（以下「対象法人等」という。）とする。

（交付の対象等）

第5条 補助金の交付の対象となる介護サービス事業所・施設等は、別表左欄に掲げる申請区分に応じ、同表中欄に掲げるとおりとし、かつ、次の各号に掲げる要件を全て満たす介護サービス事業所・施設等とする。

- (1) 令和6年1月1日時点において、稼働しており、入所者、入居者又は利用者に対しサービスを提供していること。
- (2) 補助金の申請日時点において、介護サービス事業所・施設等を廃止又は介護サービス事業所・施設等の全体を休止しておらず、かつ、その予定がないこと。
- (3) 富山県内に所在する介護サービス事業所・施設等であること。

- (4) 国、都道府県又は市町村が運営する介護サービス事業所・施設等でないこと。
 - (5) 国、都道府県又は市町村から委託又は指定管理者の指定を受け運営する介護サービス事業所・施設等でないこと。
- 2 補助基準単価は、別表左欄に掲げる申請区分に応じ、同表右欄に掲げるとおりとする。
なお、別表右欄に掲げる補助基準単価のうち食材料費分については、補助金の申請日時点において、入所者、入居者又は利用者に対し食事を提供している入所系施設・サービス事業所及び通所系サービス事業所のみを交付の対象とする。
- 3 補助金の交付は、1介護サービス事業所・施設等につき1回限りとする。

(交付する補助金の額)

第6条 交付する補助金の額は、対象法人等が運営する介護サービス事業所・施設等について、別表により算出された額とする。なお、対象法人等が運営する介護サービス事業所・施設等が複数ある場合は、別表により算出された額の合計額とする。

(交付の申請)

第7条 対象法人等は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書及び実績報告書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、令和6年2月29日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 申請額内訳書（別紙1～別紙3。ただし、該当のない申請区分については提出を不要とする。）
- (2) 施設の定員が分かる資料（サービス付き高齢者向け住宅の場合のみ。ただし、令和5年度において富山県光熱費等高騰対策緊急支援事業費補助金（介護分）（以下「前回の補助金」という。）の交付を受けており、前回の補助金の交付申請において提出した申請額内訳書に記載した定員数から変更がない場合は、提出を不要とする。）
- (3) 入所者、入居者又は利用者に対し食事を提供していることが分かる資料（有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所及び介護予防認知症対応型通所介護事業所の場合のみ。ただし、入所者、入居者又は利用者に対し食事を提供していない場合は、提出を不要とする。）
- (4) その他知事が必要と認める書類

(交付の決定)

第8条 知事は、前条の補助金交付申請書及び実績報告書の提出があったときは、当該補助金交付申請書及び実績報告書の内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに交付の決定をし、当該補助金交付申請書及び実績報告書を提出した者に通知するものとする。

(細則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年1月1日から施行する。

別表（第5条関係）

申請区分	介護サービス事業所・施設等の種別	補助基準単価
入所系	<ul style="list-style-type: none"> ○介護老人福祉施設 ○地域密着型介護老人福祉施設 ○介護老人保健施設 ○介護医療院 ○介護療養型医療施設 ○認知症対応型共同生活介護事業所 ○介護予防認知症対応型共同生活介護事業所 ○短期入所生活介護事業所（空床型を除く。） ○介護予防短期入所生活介護事業所（空床型を除く。） ○養護老人ホーム ○軽費老人ホーム ○有料老人ホーム ○サービス付き高齢者向け住宅 	<p><光熱費・車両燃料費分> 定員1名あたり3,800円</p> <p><食材料費分> 定員1名あたり5,200円</p>
通所系	<ul style="list-style-type: none"> ○通所介護事業所 ○地域密着型通所介護事業所 ○認知症対応型通所介護事業所 ○介護予防認知症対応型通所介護事業所 ○小規模多機能型居宅介護事業所 ○介護予防小規模多機能型居宅介護事業所 ○看護小規模多機能型居宅介護事業所 	<p><光熱費・車両燃料費分> 定員1名あたり1,500円</p> <p><食材料費分> 定員1名あたり1,400円</p>
訪問系	<ul style="list-style-type: none"> ○訪問介護事業所 ○訪問入浴介護事業所 ○介護予防訪問入浴介護事業所 ○訪問看護事業所（みなし指定を除く。） ○介護予防訪問看護事業所（みなし指定を除く。） ○定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 ○夜間対応型訪問介護事業所 ○居宅介護支援事業所 	<p><光熱費・車両燃料費分> 1事業所あたり10,000円</p>

※入所系及び通所系の介護サービス事業所・施設等の補助金の交付額については、令和6年1月1日時点の定員を用いて算出する。なお、令和6年1月1日時点で介護サービス事業所・施設等を一部休止していた場合、当該一部休止に係る定員については補助金を交付しないものとする。

※入所者、入居者又は利用者に対し食事を提供していない入所系及び通所系の介護サービス事業所・施設等については、食材料費分の補助金を交付しないものとする。

※通所系の介護サービス事業所のうち共生型サービスの指定を受けている事業所については、障害福祉サービス分についても富山県光熱費等高騰対策緊急支援事業費補助金（介護追加分）の交付の対象とするものとし、富山県光熱費等高騰対策緊急支援事業費補助金（障害追加分）の交付の対象とはならないものとする。